

事務連絡
平成18年3月2日

各都道府県公営住宅担当課長 殿

国土交通省住宅局総務課課長補佐

災害公営住宅における入居者資格について（通知）

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために整備された公営住宅（災害公営住宅）の入居者については、公営住宅法第24条第2項の規定により、同法第23条各号（老人等にあつては、同条第2号及び第3号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならないこととされています。

災害により住宅を失った被災者の救済及び居住の安定確保という災害公営住宅制度の趣旨にかんがみれば、この「災害により住宅を失った者」については、住宅が全壊した場合だけでなく、修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷の場合も含めて、事業主体において適切に判断されますようお願い致します。

なお、貴管内市町村にも、この旨を周知していただきますようお願い致します。

(メール施行)

住 号 外
平成 26 年 12 月 10 日

各市町災害公営住宅担当課室長 様

宮城県土木部住宅課長
(公 印 省 略)

災害公営住宅の入居資格について (通知)

災害公営住宅の管理等につきましては、日頃より御尽力されていることと存じます。さて、災害公営住宅は整備も進み、今後は入居者管理においても適切な対応が求められております。

つきましては、災害公営住宅の入居資格の取扱等について下記の内容に留意のうえ、円滑な入居手続きが図られるようお願いいたします。

記

1 一部損壊で解体をした家屋について

国土交通省「災害公営住宅の管理に関する留意事項等について」では、住宅が滅失した場合として『「全壊、全流失、全焼」又は「半壊又は大規模半壊であって解体を余儀なくされたもの』」だけではなく、「修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷の場合」においても事業主体において適切に判断することとなっております。

こうしたことから、一部損壊であって家屋を解体している場合においては、解体に至った理由及び入居希望者の状況等を十分に聴き取り、総合的に判断されるようお願いいたします。

2 福島県からの避難者について

福島復興再生特別措置法においては、居住制限者（避難指示区域（現に避難指示の対象となっている区域）に存する住宅に H23.3.11 において居住していた者）は、避難指示区域が解除されるまでの間は入居者資格（収入要件）の特例が適用されます。

避難指示区域が解除された場合においては、特例が適用されなくなりますが、災害公営住宅の供給目的を踏まえた運用が求められていることから、入居希望がある場合は、住宅困窮要件等を十分に勘案したうえで対応願います。

なお、判断困難な事案につきましては、県住宅課へ照会されるとともに被災者の目線に沿った丁寧な対応について、今後ともよろしくお願いいたします。

担当：宮城県土木部住宅課住宅管理班
茂木・菅原
電話：022-211-3252
E-mail：juutakum@pref.miyagi.jp